令和８年度　道徳教育全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県・市の教育方針

学校教育目標

「自主・創造・健康」の精神を身に付けた生徒の育成

校訓：自主・創造・健康

【教師、保護者の願い】
望ましい生活習慣や思いやり、自主・自立、向上心、積極性、強い意志を育てる。

【家庭・地域の実態】
学校や地域の行事には協力的である。

【生徒の実態・傾向】
素直で明るい。清掃によく取り組む。

道徳教育目標

人間としての在り方・生き方についての自覚を深め、道徳の授業のみならず、学校生活のあらゆる場をとおして、道徳性を育成する。

道徳教育の重点目標

・思いやりの心をもち、家庭や学校・地域社会の一員として協力することができる。B-(6)
・物事に積極的に取り組み、最後まで粘り強くやり抜く強い意志をもつ。A-(4)
・自然を愛し、崇高なものに対する畏敬の念を培い、感受性豊かな心を育てる。D-(20)

各学年の重点目標

一年	●身のまわりを整え、時間や物を大切にし、規則正しい生活をしようとする態度を育てる。 ●物事に積極的に取り組み、粘り強く行動しようとする心情を育てる。 ●自分と異なる考え方や立場を重んじ、さまざまな考え方に耳を傾け、自己の向上に生かそうとする心情を養う。
二年	●中堅学年としての自覚をもち、日常生活における基本的生活習慣を身に付け、礼儀正しい態度を育てる。 ●広い視野に立ち、正しいことは勇気をもって実行し、自らの責任を果たそうとする心情を育てる。 ●いろいろな見方・考え方があることを理解し、他人の立場に立って、広い心で考えようとする態度を育てる。
三年	●最高学年として学校生活の向上を図り、物事を合理的に処理する判断力を育てる。 ●集団生活の意義を理解し、他に学ぶ広い心をもって社会の一員としての役割を果たそうとする心情を育てる。 ●自分の言動に責任をもち、将来の夢を実現するため、自主的・計画的に行動しようとする態度を育てる。

各教科における道徳教育の指導方針

● 道徳教育に関わる側面を明確にとらえて指導し、道徳教育の効果向上を図る。

● 各教科の目標を達成する中で道徳性の伸長をはかるとともに、集団内での協力による学習活動を通じて望ましい人間関係を築く。

● 指導体制を生かして教師の専門性の開発と人間的資質の向上に努め、生徒理解と指導力の一層の充実を図る。

特別活動における道徳教育の指導方針

学級活動	●一人一人が自己の役割を認識し、協力し合う態度を養う。
生徒会活動	●活動の企画、実施を行う中で、自主・自立の精神を養う。
学校行事	●集団での体験の中で協調性を養うとともに、感動を体験することで豊かな心情を育成する

総合的な学習の時間における道徳教育の指導方針

●勤労奉仕体験、施設訪問活動などのボランティア活動を行い、感動や充実感を味わわせ、豊かな心を育成する。

生徒指導における道徳教育の指導方針

●基本的生活習慣を身に付け、集団の一員としての自覚と目標をもって自己実現に努める態度の育成を援助する。

体験活動等における道徳教育の指導方針

●清掃活動、募金活動、栽培活動など、集団・社会の中での役割や達成する充実感を実感できる体験となるよう留意する。

校種間連携

小学校	● 小学校の道徳教育の指導内容との関連を図るとともに、合同運動会や生徒会行事、学校行事等での交流を通して、達成感や充実感を共有できるようにする。
ろう学校	● 米づくりをはじめとした交流行事において交流を深め、互いを理解・尊重する態度を養い、達成感や充実感を共有できるようにする。

道徳の時間の指導方針

●道徳的価値の主体的自覚および道徳的実践力の育成を重視する。
学校行事やボランティア等の体験活動との関連を図る。
教科書やワークシートなどの有効な活用を図る。
学年間、職員間の連携を図り、協力的な指導体制の確立を図る。

環境の充実・整備

●学校・地域の歴史に関するものや、体験活動の発表、報告など道徳教育に資する展示物を多く掲示する。

連携の方針

家庭	●各種通信の発行、行事や奉仕活動、道徳授業への参観などの交流によって、家庭と学校双方での道徳教育への意識を喚起する。
地域社会	●施設への訪問、体験活動や地域行事への参加、地域人材の活用などを通して交流を深め、協力体制の確立を図る。